

広島県最低賃金が 1,141 円（時間額）に

～広島地方最低賃金審議会が答申～

広島地方最低賃金審議会（会長 岡田行正）は、本年 7 月 7 日付けで広島労働局長から諮問された広島県最低賃金の改正決定について、令和 8 年 8 月 17 日付け答申どおり「広島県最低賃金を現行の時間額 1,085 円から 56 円引き上げて、時間額 1,141 円とするのが適当である。」旨、9 月 2 日に答申しました。

同審議会では、本年 7 月 28 日付けで中央最低賃金審議会より示された「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」及び広島県内の各種統計資料や県内の雇用情勢を基に、異議の申出を含めて慎重に審議を重ねた結果、前記の結論に至ったものです。

広島労働局では、この答申を踏まえ、広島県最低賃金の改正に係る手続きを進めてまいります。効力発生日については、令和 8 年 10 月 11 日となる予定です。

なお、厚生労働省としましては、最低賃金の引上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策として、業務改善助成金等の制度を設けており、広島労働局は、当該助成金を十分に活用していただくため、9 月に重点的な周知を行うこととしています。

賃金引き上げの各種支援策

広島労働局 賃金引き上げ特設ページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/tinnagesienn.html>



【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (答申)
時間額	930 円	970 円	1,020 円	1,085 円	1,141 円
引上げ額	31 円	40 円	50 円	65 円	56 円
引上げ率	3.45%	4.30%	5.15%	6.37%	5.16%